

特別支援学校

# 知的障害教育校総合補償制度

特別支援学校(知的障害教育校)で 約3人に1人 が加入しています!

(こども総合保険)



オンラインでも  
お申込み  
いただけます!!

※加入実績 37,772人(2025年実績)

個人賠償  
トラブル被害  
対応補償

個人賠償

トラブル被害  
対応補償

割引率

約 34.9%  
割引\*

友だちのメガネを  
つかんで壊してしまった!

弁護士に依頼が必要に!

傷害補償

廊下を走って転び  
ケガをした!

育英費用

扶養者が事故に!!

大切なお子さまを  
1日24時間、補償!  
学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や  
登下校中のケガも補償します。

個人賠償



インターネット・ジップ中に  
コピー機を壊してしまった

個人賠償

自宅で学校貸与端末を  
誤って壊してしまった!

保険料の払込みは口座振替(年1回)で翌年からは自動更新

申込方法	加入依頼書申込み	オンライン申込み
申込締切日	2026年5月7日(木)	2026年5月22日(金) 申込み完了まで
補償期間(保険期間)	2026年6月1日午前0時から 2027年6月1日午後4時まで	
掛金口座振替日	2026年7月13日(月) *お申込みの時期によって口座振替日が翌月になる場合があります。	

申込締切日以降もお申込可能ですが、補償開始日時の詳細はパンフレットの取扱代理店までお問い合わせください。

・関東地区代理店 (株)永田事務所

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1丁目14 第2東ビル717

TEL 03-5244-4007 FAX 03-5244-4008

## ご加入いただく皆様へ

本書裏面の補償概要および別紙の重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容を必ずご確認ください。なお、この補償制度に関するお問合せは、上記の取扱代理店または本書裏面の引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、上記の取扱代理店までお問い合わせください。

\*割引率について: このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数等に応じて決定します。





**補償期間  
(保険期間)**

2026年6月1日午前0時から2027年6月1日午後4時まで

※上記補償期間開始以降もお申込いただくことが可能となります。お気軽に取扱代理店まで問い合わせください。

**おすすめプラン**

プラン表(補償項目／保険金額)		D5プラン (1年間補償)	C5プラン (1年間補償)	B5プラン (1年間補償)	A5プラン (1年間補償)
<b>〈約34.9%割引後の掛金〉 1年分の制度掛金 (一時払)</b>		<b>20,000円</b>	<b>15,000円</b>	<b>10,000円</b>	<b>8,000円</b>
基本 補 償  傷 害 (ケ ガ) 補 償	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	3億円	1億円	3,000万円	3,000万円
	育英費用 (一時金) ★	500万円	300万円	補償されません	補償されません
	トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	500万円	300万円	補償されません	補償されません
	死亡保険金 ■●	496万円	343.2万円	249.9万円	121.9万円
	後遺障害保険金 (障害の程度によって) ■●▲	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%
	入院保険金 日額(180日限度) ■●▲	6,000円	4,400円	3,600円	3,000円
	手術保険金 (1事故あたり1回) ■●●	(入院中) 60,000円 (入院中以外) 30,000円	(入院中) 44,000円 (入院中以外) 22,000円	(入院中) 36,000円 (入院中以外) 18,000円	(入院中) 30,000円 (入院中以外) 15,000円
特 約 補 償	通院保険金 日額(90日限度) ■●▲	3,000円	2,500円	2,000円	2,000円
	地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	★の項目が 補償対象となります	補償されません
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります	■の項目が 補償対象となります
	細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります	●の項目が 補償対象となります
特 約 補 償	特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります	▲の項目が 補償対象となります

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、掛け金は、過去の実績等をもとに加入者 10,000 名以上の場合の団体割引を適用したものです。

(注)掛け金には制度運営費 200 円が含まれています。

**個人情報の取扱いについて**

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

**次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。**

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。

2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせをお届けできなくなることがあります。

3. 当制度は団体の構成員(会員)を対象としており、学校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

以下の補償をご契約されているお客様まで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますか、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。【個人賠償責任補償・育英費用補償等】

## 個人賠償

誤って他人の物を壊してしまったり、お友達にケガをさせてしまった…  
他人の物や体を傷つけたことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。  
※借家などご自身で管理している居室部分は補償対象となりません。  
※学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。



&lt;お支払例①&gt;

自転車で35歳男性と衝突し、男性は脳挫傷を負い終身常時介護が必要となつた。

保険金合計/1億3,000万円



&lt;お支払例②&gt;

友達のメガネが欲しくなり、うしろから取り上げたとき折ってしまった。

保険金合計/19,000円



&lt;お支払例③&gt;

近隣の駐車場にある車のボンネットに乗り、飛び跳ねてへこませた。

保険金合計/260,000円

## 育英費用

お父さんが交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…

扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償(一時金)をお支払いします。



1



2



3

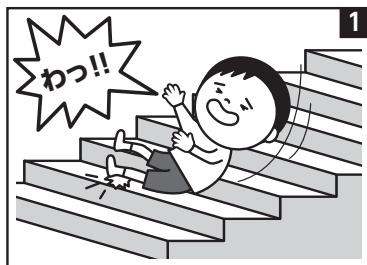
&lt;お支払例&gt;

扶養者である父親が、仕事中の事故で死亡した。

保険金合計/5,000,000円(育英費用補償)

## ケガ

毎日の学校生活だけでなく、放課後等デイサービスやショートステイの利用、地域活動への参加など、過ごし方は様々。学校が休みの日も含めて24時間補償します。



1



2



3

&lt;お支払例&gt;

放課後等デイサービスを利用している間に、転倒し足を捻挫。10日間通院した。

保険金合計/30,000円(通院保険金 3,000円×10日)

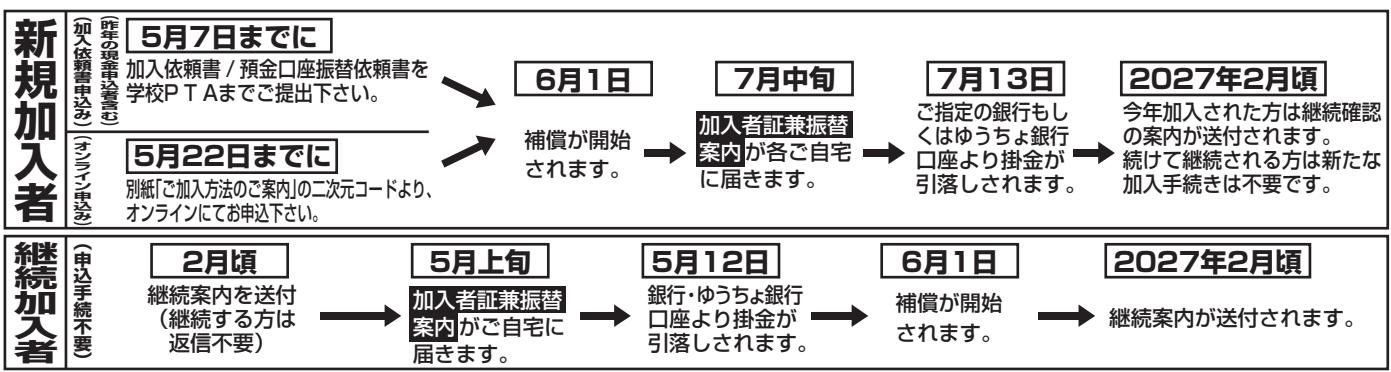
-----加入依頼書で新規に申込みされる方・昨年は現金で申込みされた方は-----  
別紙加入依頼書・預金口座振替依頼書に記入捺印の上、3枚目のお客さま控を取って

**5月7日(木)までに 各学校単位PTAにご提出願います。**

- **5月11日頃**に各学校単位PTAにて集計のうえ加入依頼書送付先の住所あてに加入依頼書を送付します。
- 保険期間は2026年6月1日午前0時(継続加入の方は午後4時)から2027年6月1日午後4時です。
- お申込みにあたっては、パンフレットのプランに印をつけて、加入依頼書お客さま控、重要事項説明書とともにお手元に必ず保管してください。

-----制度掛金の振替日は**7月13日(月)**です。-----

# ご加入の流れ



加入済みで口座振替で掛金を払い込まれた方は卒業まで自動更新します。



在学中は特に申出が無い限り毎年自動更新※されますので再度加入依頼書をご提出いただく必要はありません。本年度分(2026年6月1日から1年間)の加入者証兼振替案内が5月上旬にご自宅へ郵送されますので保管してください。

※本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変更となる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更する場合がございます。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛け金(保険料)が変更となる場合がございます。変更後の補償金額(保険金額)・掛け金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客様はご連絡頂けますようお願いします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。

制度掛金の振替日は5月12日(火)です。

## 知的障害教育校総合補償制度(こども総合保険)の補償概要

下記、補償概要については、主な場合を記載しております。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

補償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●個人賠償責任補償 (国内外補償)	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報などを含みます。)に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品(被保険者が他人から借りたり預かってたりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内外に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)受託品に含まれない主なものは次のとおりです。 ●通貨・貴金属・宝石・書画・美術品・自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、動物・植物・データなどの無体物 ●スカイダイビング・ハンググライダー搭乗・ピックルなどの登山用具を使用する山岳登はんなど、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 …など (注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額(※)を超えないものとします。 (注3)学校の管理制度下やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 (※)受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 被保険者の範囲 ①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。) ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)遂行に直接起因する損害賠償責任 ●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車・船舶・航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任…など <受託品にかかる保険金をお支払いしない主な場合> 上記に加えて、次の事由によって生じた損害 ●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用…など
●育英費用補償 (国内外補償)	扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1)同種の補償・特約をセッティング契約か他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。 (注2)「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになつた場合 ・被保険者が扶養されなくなつた場合	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガ)によって生じた場合には、保険金をお支払いします。 ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセッティングされている場合は除きます。) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となつた時に、被保険者を扶養していない場合…など
●トラブル被害 対応補償 (国内のみ補償)	被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等(※1)を行った場合に負担した費用をお支払いします。(※2)(各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) ①いじめ ②名書き損またはプライバシーの侵害 ③ストーカー行為 ④性犯罪行為 ⑤行方不明 ⑥他人の暴力行為または不当な身体の拘束 ⑦自転車事故 ⑧消費者被害(※3) (※1)「届出・相談等」とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。 ア. 警察への届出・告訴状の提出 イ. 弁護士等への法律相談の申込・委任 ウ. いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談 (※2)届出・相談日(届出・相談等を最初に行った日)が保険期間中である場合に限ります。 (※3)5万円以上の物品・サービスを購入したことに関する被害に限ります。 お支払いする保険金 次の費用の額をお支払いします。 ●初期対策費用:次のいずれかの費用(※1)(保険年度ごとに10万円限度) ア.②から⑥までの被害への対策のため、住宅への防犯装置の設置・住宅改造またはドアロックの交換の費用	●故意または重大な過失 ●自殺行為(被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。)、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●ストーカー行為のほぞう助・容認・誘発 ●親族から受けた被害 ●①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用 ●④から⑧までの被害について、被害が発生した時間が初年度契約の保険期間の開始時より前であるときの費用 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染…など

…前頁つづき		
●トラブル被害 対応補償 (国内のみ補償)	<p>イ.⑤の被害による被保険者の捜索に伴う、ポスター・ビラ作成または探偵への依頼等の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ.①から⑥までの被害による転校に伴う、制服・体操服・鞄・教材等の購入費用(学校から購入指示があったもの)または入学金</li> <li>●カウンセリング費用:臨床心理士・公認心理師にカウンセリングを受けたことにより発生した費用(※2)(保険年度ごとに10万円限度)</li> <li>●法律相談費用:法律相談を行ったことにより発生した費用(※2)(※3)(保険年度ごとに10万円限度)</li> <li>●弁護士費用等:弁護士等への委任費用、和解等のために必要とした費用(※3)(※4)</li> <li>●訴訟関連費用:訴訟のために必要とした、訴訟費用・弁護士等への委任費用等(※3)(※4)(※5)</li> <li>(※1)届出・相談日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。</li> <li>(※2)届出・相談日を含めて365日以内に発生した費用に限ります。</li> <li>(※3)事前に当会社の同意を得た場合に限ります。</li> <li>(※4)届出・相談日を含めて3年以内に弁護士等への委任が開始された場合に限ります。</li> <li>(※5)弁護士等が出席の上で相手方当事者と示談交渉を試みたものの解決が得られない場合に限ります。</li> </ul>	
●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒 補償セット	<p>死亡保険金 被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金の全額をお支払いします。</p> <p>(注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 後遺障害保険金被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。</p> <p>入院保険金 被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。1事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象</p> <p>(※)入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。 手術保険金被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)</p> <p>①入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ②①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]</p> <p>通院保険金 被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度(※2))</p> <p>(※1)医師の指示により、保険の約款に定める部位(長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためギブスなど(※3)を常時装着した状態をいいます。</p> <p>(※2)通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。</p> <p>(※3)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、P.T.Bキャスト、P.T.Bプレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます)・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故</li> <li>●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)</li> <li>●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします)。</li> <li>●妊娠・出産・早産</li> <li>●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。)</li> <li>●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登攀、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)</li> <li>●戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>●放射線照射・放射能汚染</li> </ul> <p>…など</p>
●熱中症危険補償 (国内外補償)	急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 「傷害補償」(死亡・後遺障害・入院・手術・通院)の保険金	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
●特定感染症補償 (国内外補償)	被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に 対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。なお、[入院保険金支払限度日数短縮特約]または[通院保険金支払限度日数短縮特約]がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合)</li> <li>●次の事由により発病した特定感染症       <ul style="list-style-type: none"> <li>①故意または重大な過失</li> <li>②自殺行為、犯罪行為、闘争行為</li> <li>③地震・噴火またはこれらによる津波</li> <li>④戦争・革命・内乱・暴動</li> <li>⑤放射線照射・放射能汚染</li> </ul> </li> </ul> <p>…など</p>

【用語の説明】補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

用語		説明
あ	医 師 ウイルス性食中毒	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。 ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	危 険 な 運 動 継 続 契 約	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。 病気等を補償する同一の特約を連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。 ただし、直近で在籍していた学校においてもAIG損保の保険契約に加入されていた場合に、同一日の継続でなくとも継続契約とみなせる場合があります。
か	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突然に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できること ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない例え、「日焼け」「しみやけ」「低温やけど」「疲労骨折」「テニス肘」「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細 菌 性 食 中 毒 手 術	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。 健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
た	初 年 度 契 約 特 定 感 染 症	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のようないわゆる感染症があります。(2025年1月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1およびH7N9)、腸管出血性大腸菌感染症(O157等)、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス…など
は	配 偶 者 被 保 险 者 扶 養 者 保 险 期 間 保 险 金 額 保 险 年 度	婚姻の相手をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります)。 保険の対象となる方をいいます。 お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。 引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。 補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金額をいいます。 ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。 ①保険期間に1年末満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年末満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日から1年間とし、以後同様とします。

### ●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しております。

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会事務局 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11 福祉財団ビル6階 TEL.03-6812-1757

引受保険会社

AIG損害保険株式会社 東京第三プロチャネル営業部 <https://www.aig.co.jp/sonpo> 受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く(午前9時~午後5時)

このパンフレットは総合補償制度の概要を説明したもので、詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。(S-260125 2027-05) (6)